

郵便入札時の注意事項について

- 郵便入札を行うに当たっては以下のことにご注意ください。

- 1 郵便入札においては、以下の書類を角二封筒（以下「外封筒」という。）に密封し、一般書留、簡易書留又は配達記録郵便のいずれかにより、入札書提出期限までに佐賀県道路公社に到達するよう、ゆとりをもって早めに郵送してください。なお、この入札は郵便入札であるため、持参による入札は認めないものとします。

○内封筒に同封する書類

- ① 入札書・・・・・・・・ 必要事項を記入のうえ、長三又は長四封筒（以下「内封筒」という。）に入れてください。
なお、入札書の日付けは、開札日（令和7年11月27日）を記入してください。
- ② 工事費内訳書・・・・ 大項目のみ記入し、内封筒に前記「①入札書」と同封のうえ、フラップをのり付け後、表書きに工事名、施工場所及び入札参加者名（商号又は名称のみで可。）を必ず記入して下さい。（図1参照）

○外封筒に同封する書類

- ③ 委任状・・・・・・・・ 入札参加者から入札に関し委任を受けた者（以下「代理人」という。）が入札を行う場合に限る。
 - ④ 現場代理人等配置予定事前届出書
- 2 外封筒の表書きには、宛先を「佐賀県道路公社 経営管理課」とし、左上に朱書きで「入札書及び工事費内訳書等在中」と明記して下さい。また、入札参加者名（商号又は名称のみで可。）、住所及び連絡先（電話番号・FAX番号）を記入してください。なお、裏書きには、工事名及び施工場所を記入して下さい。（図2参照）
 - 3 外封筒は、一入札につき一封筒として下さい。また、郵送した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。
 - 4 次のいずれかに該当したときは、その郵便入札の入札参加者の入札は無効とします。
 - ① 一般書留、簡易書留又は配達記録郵便以外の方法で入札書を提出した入札
 - ② 郵便局受領時刻が入札書の提出期限日の24時を過ぎている入札
 - ③ 外封筒、内封筒及び入札書に記入された工事名、施工場所及び入札参加者名が佐賀県道路公社からの入札通知と一致しない入札（ただし、入札参加者名については、県に入札参加資格審査申請書記載事項変更届を提出している場合を除く。）
 - 5 入札を辞退する場合（入札書郵送後を含む。）は、開札日の前日の17時までに書面をもって、佐賀県道路公社 経営管理課まで届け出て下さい。
 - 6 落札者がいない場合は、別途通知します。
 - 7 落札者には、開札日以降、落札決定を通知します。

表

【図2】 角二封筒（外封筒）

裏

契約名	令和6年度凍結防止剤単価契約
施工場所	佐賀県○○市○○○○○地内